

ペルーにおける問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	TPP協定の暫定案文のISDS条項に対する懸念	<p>TPP協定の暫定案文第9章(投資章)にあるISDS条項(Investor-State Dispute Settlement Clause:投資家対国家間の紛争解決条項)により、TPP参加国とのビジネスにおける偏った訴訟リスクの懸念がある。</p> <p>(対応) ・2016年2月に12か国がTPP協定に署名したが、2017年1月に米国が離脱宣言をしたため、11か国の閣僚がTPP早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月にベトナムで開催されたTPP閣僚会合において、TPP11協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定:CPTPP)を大筋合意した。2018年3月8日には、我が国を含めて11か国の閣僚がチリのサンティアゴで開催されたTPP11署名式において署名を行った。新協定では、凍結項目にISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章)が含まれた。 <u>[TPP 11]</u> 第二条特定の規定の適用の停止(凍結):締約国は、この協定の効力発生の日に、この協定の附属書に掲げる規定の適用を停止する。締約国は、これらの規定のうち又は二以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時まで、当該規定の適用を停止する。 ・2018年7月20日現在、我が国を含む3カ国が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報済み。日本政府は、2018年7月6日、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の国内手続の完了について、本6日、茂木経済再生担当大臣から駐日ニュージーランド大使に伝達するとともに、在ニュージーランド大使館から寄託国であるニュージーランド政府宛てに通報を行った。</p>	<p>ISDS条項に対する再検討。</p>	<p>TPP協定の暫定案文</p>
16雇用	日機輸	(1)	就労ビザ・外国人登録手の煩雑・遅延	<p>外国人登録証の発行に時間を要し、数ヶ月かかっている。</p> <p>(対応) ・2010年4月12日、日ペルー投資協定に基づく第1回投資環境整備委員会が開催され、日本企業側から入国管理についての改善要望を提示した。 ・2012年11月26日、日ペルーEPAに基づく第1回ビジネス環境整備小委員会が開催され、両国のビジネスパーソンの入国管理についてどのような便宜を図るべきか、などが話し合われた。 2012年12月に開催された出入国管理技術会合で出入国管理の簡素化についての意見交換が行われ、就労ビザおよび外国人登録証取得が迅速化され、就労ビザの最大滞在可能日数(183日)が入国時に認められるようになり、入国管理局に対し日本企業がこれらを事前に依頼できる補完的対応をペルー側が約束するといった進展があった。(2014年10月3日付JETRO通商弘報)</p> <p>(改善) ・2016年1月以降、外国人就労者が労働ビザの滞在資格の種別を変更時および配偶者のビザ申請時の経済的身分保証書の提出が廃止された。また、毎年申請が必要な家族のビザ延長手続きで結婚証明書、出生証明書の提出が廃止された。 ・2016年1月以降、国家移民監督庁は外国人居住者に課される外国人税(TAE)の納付・確認手続きのオンラインサービスシステムの運用を開始した。</p>	<p>登録所発行の手続を迅速化していただきたい。</p>	<p>ペルー外国人法</p>
22環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	家電リサイクル法の回収率	<p>2012年に公布された生産者責任法(政令001-2012)に基づいた官報RM200-2015で、2016年より対象品目(TV、オーディオ等)の回収目標が定められており、回収における全ての責任が生産者、もしくは輸入者に課せられている。回収目標は、2016年は過去3年間の生産・輸入量平均の4%で、翌年以降3%ずつ漸増。消費者の「不要家電の廃棄」という概念がない(保管、親戚などへの譲渡など)中、2018年の10%という回収目標は困難であり、今後更に回収目標が増えていく法規では遵守が難しい。</p>	<p>実態に即した公正な法規設定。 例: - 政府、地方自治体、消費者を含む、全てのステークホルダーでの役割分担。 - 回収目標の見直し、もしくは、輸入者の目標ではなく「国家」としての回収目標への規程修正。</p>	<p>12年6月 政令001-2012(生産者責任法制定) ・14年12月改正案 RM406-2014 ・15年8月 RM200-2015官報公示 ・16年4月施行(計画書提出後、即実施要請) ・17年12月 総合管理法(政令014-2017)公表</p>

経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。